飯塚市公印規則(平成18年飯塚市規則第12号)第12条第2項の規定により、電子公印の使用について次のとおり告示する。

令和7年10月10日

飯塚市長 武 井 政 一

1 使用する文書の名称、使用公印の名称、形状、寸法、書体及びひな形

使用する文書の 名称等	使用公印 の名称	形状	寸法	書体	ひな形
MCWEL 介護保険 システム	市印	正方形	35mm	てん書	飯 塚

2 使用開始

令和7年10月10日